

よくあるお問い合わせ（Q&A）

問い合わせ先

上越市教育委員会スポーツ推進課 施設係

電話番号 025-545-9257（平日8：30～17：15）

種類	No.	概要	お問い合わせ内容	回答
共通	1	案内文書	案内の文書が郵送されていない。	令和6年度の年間予約のご案内時にお知らせしましたとおり、令和7年度の年間予約から郵送による文書案内を基本的に廃止し、メールのみの案内とさせていただきます。
共通	2	案内文書	団体の代表や担当が変わっているがメールが届いた。	年間予約のご案内のメールは、スポーツ推進課情報提供メールに登録されている方宛にお送りしています。お手数ですが、現在の担当者のメールに転送をお願いします。 また、今後メール案内が不要の場合は、情報提供メールの廃止手続きが必要です。送られてきたメールアドレス宛に、件名「情報提供メール廃止」とし、本文に団体名、氏名を記載して送信してください。
共通	3	決定通知	申請は通っているのか。	申請していただくと、電子申請サービス又はメールから申請した場合はメール通知を、紙申請の場合は受理証をお渡ししています。申請から5日経ってもお手元に受領通知が届いていない場合は、お手数ですが上記へお問い合わせください。
共通	4	決定通知	いつ決定通知が送られてくるのか。	決定通知の発送は、2月中旬を予定しています。
共通	5	開館時間、休館日、使用料の見直し	令和9年4月から、体育施設の開館時間、休館日、使用料がどう見直されるのか。	令和9年4月から、体育施設における開館時間・休館日・使用料の見直し（変更）を予定しています。 開館時間・休館日は、各「対象施設一覧表」における開館時間・休館日に記載のとおりです。 使用料は、施設により料金区分等が異なりますので、直接ご案内します。上記問合せ先へお問い合わせください。
定期	1	申請について	申請日が過ぎたが、申請したい。	次回の募集時にご申請ください。（例：一次募集後の申請希望→一次再募集をご案内します。三次募集後の申請希望は、空き施設をご紹介します。）
定期	2	申請書の書き方	週1回目と週2回目で同一の内容を記入して申請してもよいのか。	週1回目に記入した内容と同一の希望を週2回目で記入しても差し支えありません。 ただし、週1回目で当選した場合、週2回目に記載した同内容の希望は無効となり、下位の希望が繰り上げとなりますのでご注意ください。 （例）週1回目第2希望と週2回目第1希望を同一の内容として申請し、週1回目第2希望が当選した場合、週2回目を抽選する際は第2希望の内容を第1希望として取扱います。
定期	3	申請について	丸1日（8：00～17：00）活動したい場合、週1回分で申請できないか。	週1回分として申請することはできません。 別紙「【定期-4】予約可能な時間帯」のとおり、週1回分で申請できる時間は早朝・午前・午後・夜間の各時間帯の範囲内に限ります。 ご希望の8：00～17：00の活動分を申請する場合は、「8：00～13：00」（午前）と「13：00～17：00」（午後）に分け、合計週2回分としてご申請ください。
定期	4	申請について	学校体育施設を12～3月だけで選択できないのか。	学校体育施設においては、地域の青少年団体が安定して継続的な活動を行うことができる環境を確保するため、1年間（通年）を単位とした予約制度を採用しています。 学校体育施設においては、同学校の体育館とグラウンドのセット予約を可としていますので、ご検討ください。
定期	5	申請について	一般体育施設を「通年利用」するため、電子申請サービスから申請しようとしたが、学校しか選択できない。	一般体育施設は、屋外施設が冬季の間（12～3月）閉鎖するため、「4～11月」と「12～3月」に分けて申請いただく必要があります。 「○-○-1-0 活動時期」で「4～11月」を選択し、「○-○-2-0 活動時期」で「12～3月」を選択することで、年間を通じて施設を選択することができます。 ただし、施設の空き状況によって、通年で同じ施設を利用できない場合がありますのでご注意ください。
定期	6	申請について	電子で申請しようとしたが、「『○-○-○-6 活動時間』で○○を選択した場合、開始時間（終了時間）を入力してください」とエラーメッセージが表示される。	日付欄に8桁の数字が入力されていないとエラーメッセージが表示されます。 日付は初期値から修正不要としていますが、空欄にしてしまった場合は「20270401」など入力してください。 なお、ここで入力した日付は審査に影響しません。

定期	7	申請について	(上越市電子申請サービス) 申請内容を変更したい。	受理前であれば「申込詳細」画面の「修正する」ボタンから修正することができます。受理後の場合は、整理番号、申請団体名、申請者を上記問い合わせ先へご連絡ください。 なお、期限を過ぎてからの変更（取消しを除く）は受け付けていませんのでご了承ください。
定期	8	申請について	(申請書) 申請内容を変更したい。	申請書を再提出いただけます。ご希望の場合は、一度上記問い合わせ先へご連絡ください。 なお、期限を過ぎてからの変更（取消しを除く）は受け付けていませんのでご了承ください。
定期	9	申請について	週3回目と週4回目の申請もしたいが、どうしたらよいか。	「一次募集」では週1回目と週2回目の活動分の申請を受け付けます。 週3回目、週4回目につきましては、12月中旬頃ご案内予定の「二次募集」にて申請してください。
定期	10	申請について	週5回目以降も申請したい。	二次募集では週3回目と週4回目の活動分（新規申込の団体は、週1回目と週2回目の活動分）の申請を受け付けます。 週5回目以降（新規の団体は、週3回目以降）につきましては、1月中・下旬頃ご案内予定の三次募集にて申請してください。
定期	11	申請について	三次募集は、いつ頃開始か。	1月中旬頃ご案内予定です。 三次募集は、これまでの抽選方式ではなく、先着順とします。 詳細は、1月中旬のご案内時にお知らせします。
定期	12	決定通知	これまで使っていた施設が当選しなかった。	申請が重複した場合、施設の優先順位（別紙定-1「令和9年度年間定期利用予約申請要領」参照）に基づき、抽選により決定しています。 これまでの利用実績は施設利用の優先順位に反映しませんので、公共施設利用の公平性の観点からご理解ください。
定期	13	申請について	二次募集以降で、空き施設から申請しようと思ったが、申請したい曜日が黒塗りにになっていた。	一次募集によって他団体が当選したため、黒塗り表示をしています。 黒塗りまたはグレー塗りになった時間を申請することはできません。
定期	14	申請について	二次募集以降で、空き施設から申請しようと思ったが、申請したい曜日が黒塗りにになっていた。 どの団体が当選したか知りたい。	個人情報保護の観点から、団体名をお伝えすることはできません。 ご了承ください。
大会・イベント	1	申請について	申請日が過ぎたが、申請したい。	空き施設からご案内しますので、上記問い合わせ先へご連絡ください。
大会・イベント	2	申請について	希望日は同じで第1希望とする施設、第2希望とする施設がある場合は施設ごとに申請する必要があるか。	第1希望施設の申請書内「変更可能な会場」に第2希望の施設名をご記入ください。
大会・イベント	3	申請について	すでに申請しているが、イベント日程を修正したい。	上記担当へご連絡ください。すでに他団体が調整済みでご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
大会・イベント	4	申請について	すでに申請しているが、イベントを追加したい。	申込期限（12月3日）までに申請いただいた団体を調整した後の空き施設から調整しますので、上記担当へご連絡ください。